

# 第5次経営改善計画

(令和3年度～令和6年度)

公益財団法人 千葉市国際交流協会

# 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の期間	1
3	協会の概要	2
4	現状と課題	2
1	事業	2
2	財政	3
3	組織	4
5	経営方針	4
1	経営理念	4
2	経営方針	4
6	経営改善に向けた取組み	5
1	効率的・効果的な事業の推進	5
(1)	多文化理解推進事業	5
(2)	外国人市民支援事業	7
(3)	市民活動支援事業	8
(4)	情報収集・提供及び調査	9
(5)	受託事業	10
(6)	事業評価の実施	10
2	協会認知度の向上	11
(1)	ホームページ等による情報発信	11
(2)	協会PRの推進	11
(2)	協会情報誌発行	11
(3)	千葉市生活情報誌発行	12
3	組織運営の強化	12
(1)	常勤役員の登用	12
(2)	透明性の確保	12
(3)	情報セキュリティ対策の推進	12
(4)	人事・給与制度の運用	12
(5)	人材の育成	13
(6)	職員の雇用	13
4	財政基盤の強化	13
(1)	収入の確保	13
(2)	経費の削減	14
(3)	資金の運用	14
7	取組項目における目標及びスケジュール一覧	15

## 第1 計画策定の趣旨

財団法人千葉市国際交流協会（以下、協会という。）は、平成6年7月に千葉市民と外国人市民との相互理解を深めると共に、姉妹・友好都市を中心とした諸外国の都市との友好親善の促進を図り、千葉市の国際化を推進することを目的として設立された。

その後、平成24年には公益財団法人の認定を受けて名称を変更し、再スタートすることになった。

設立から26年が経ち、千葉市の外国人住民数は、設立当時の約1万人から約2万8千人と大幅に増加したことに伴い、協会の役割が増大する一方、公益法人としての実施事業を明確にしつつ、自主自立に向けた取り組みを進めてきた。

この間、千葉市は平成24年度に「外郭団体の組織、運営のあり方に関する指針」を策定し、外郭団体の基本的役割を「外郭団体は、民間で実施できない公共サービスを千葉市と連携して担うことが本来の役割であり、行政機能を補完、代替、支援するとともに、民間参入が見込めない事務事業を実施することが求められる。」と整理している。

一方、協会の所管課である国際交流課が平成29年12月に策定した「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」においては、協会を千葉市の多文化共生社会推進の中核的な組織と位置付けている。

近年では、平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法」が改正となり、新たに「特定技能1号」、「同2号」が創設され、将来的に外国人が母国から家族を呼び寄せることが可能になる等、より外国人の定住が進む状況にある。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生に伴い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定され、「緊急事態宣言」が発令される等、予想できない多くの事象が発生している。

経営改善計画については、4次に渡り経営改善計画を策定し、これらに沿って事業を推進してきた。

第1次経営改善計画 平成18年度～21年度

第2次経営改善計画 平成22年度～25年度

第3次経営改善計画 平成26年度～28年度

第4次経営改善計画 平成29年度～32年度（令和2年度）

以上、協会設立の理念、千葉市の指針、これまでの経営改善計画の状況等を踏まえて、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）の4年間を対象とした「千葉市国際交流協会 第5次経営改善計画」を策定し、更なる経営改善に向けて取り組んでいく。

### <参考>

事務局（千葉市国際交流プラザ）所在地の変遷

設立～平成21年3月 センシティタワー 12階（千葉市中央区新町）

平成21年4月～平成30年3月 千葉中央ツインビル2号館 8階（千葉市中央区中央2丁目）

平成30年4月～ 千葉中央コミュニティセンター 2階（千葉市中央区千葉港）

## 第2 計画策定の期間

令和3年度（2021年度）～令和6年度（2024年度）の4ヶ年

### 第3 協会の概要

基本財産	300,000千円				
市出損金	300,000千円				
賛助会員数	個人 名 団体・法人 団体 (令和3年3月末現在)				
主な事業 (定款より)	(1) 多文化理解推進及び国際交流				
	(2) 外国人市民支援及び国際協力				
	(3) ボランティア活動支援				
	(4) 国際交流・国際協力に関する調査				
	(5) 国際交流・国際協力に関する情報収集及び提供				
	(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市からの 財政支出	委託料	5,768,568	5,883,640	8,428,332	決算後に入力
	補助金	77,621,235	64,878,570	64,901,643	〃
財 政 状 況	収益計	94,528,784	79,688,922	82,477,985	〃
	費用計	92,905,207	79,732,581	81,963,345	〃
	当期正味財産増減額	1,623,577	▲43,659	514,640	〃
	総資産	381,120,029	369,586,934	382,422,203	〃
	総負債	70,467,287	58,977,851	70,293,481	〃
	正味財産	310,652,742	310,609,083	312,128,722	〃

### 第4 現状と課題

#### 1 事業

協会は、千葉市の多文化共生社会推進の中核的な組織として、言語や異文化理解についての専門性を活かし、千葉市や市民団体、ボランティア等と協働しながら外国人市民への対応や多文化共生のための事業を実施している。

千葉市在住の外国人は、前述のとおり、平成6年の協会設立当時は約1万人であったが、概ね右肩上がりに増加し、現在は2万8千人を超え、今後もさらに増加することが見込まれる。

そのため、多文化共生社会実現に向けて、多文化理解推進事業、外国人市民支援事業、市民活動支援事業、情報収集・提供及び調査に取り組んでいくとともに、外国人からの多様化するニーズに対して、これまで以上に千葉市やボランティア等と連携・協力しながら事業を推進し、そのネットワークの要として対応する必要がある。

上記の取り組みのうち、第3次経営改善計画中の平成26年度から第4次経営改善計画の最終年度である令和2年度(平成32年度)まで、文化庁から『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』を継続して受託し、日本語を母語としない外国人市民への支援を実施してきた。第5次経営改善計画においても、この受託事業を通じて得た知見等を活かした事業の継続を予定している。

千葉市が令和2年度に策定した「千葉市地域日本語教育推進計画」では、協会職員も検討会議に参画しており、かつ、同計画においては千葉市及び協会が中心となり総合的に取り組みを進めていくとされて

いる。このような役割を担う主体として、同計画を積極的に推進していく。

近年は、自然災害が日本各地で多発しており、千葉市においても令和元年（平成 31 年）9～11 月にかけて台風 15 号・19 号及び大雨被害に見舞われた。協会は、千葉市の要請により「千葉市災害時外国人支援センター」を設置し、多言語による情報発信や相談への対応を行ったほか、「ちば市政だより」臨時号等を多言語化し発信したところであるが、今後もこのような自然災害が発生する可能性もあることから、的確な対応ができるよう平時から備えていく。

現状では終息の見込みが見えない新型コロナウイルス感染症についても、感染予防策や補助金の情報を多言語による情報発信を行っているほか、「ちば市政だより」臨時号等を複数回、多言語化し発信している。

また、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」は、令和 3 年の夏に延期されたものの、当初の計画どおり千葉市が会場となることが決定している。協会は、平成 27 年から継続して千葉市からの受託事業により通訳ボランティアが同大会で活躍できるよう育成してきたが、大会終了後も語学力や蓄積してきた知見等を活かし、千葉市における多文化共生推進に寄与してもらえるよう事業継続の検討を行う。

その他、「出入国管理及び難民認定法」の改正で、新たに「特定技能 1 号」、「同 2 号」が創設され、外国人が母国から家族を呼び寄せることが可能になる等に伴い、外国人の定住傾向が強まることが予想される。外国人には、日本人と同様に適用される制度や、異なる制度が混在することから、外国人生活相談等で適切な対応ができる体制づくりを行う。

同じく、新型コロナウイルス感染症の影響で外出等が制限されたことを契機に、世界的にオンラインの活用が急速に普及し、協会でも各種事業にオンラインを取り入れたところである。オンラインは移動や時間の制限が少なく、新たな利用層が増えることが見込まれるため、積極的に導入を進めていく。

## 2 財政

収入としては、財産運用、千葉市からの補助金、文化庁等からの受託料、講座受講料や広告掲載料等の事業収入、賛助会費が主なものである。

財産運用は、「千葉市外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針（平成 24 年 11 月）」で、「団体の基本財産については、国債、地方債等により安全かつ確実な運用を行うこと」とされていることから、協会資産運用規程においても「基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。」と定め、この規定を遵守しているところである。そのため、運用対象は限定されたものとなり、かつ、長引く低金利状況のために大幅な増収は見込めない状況である。

事業を受託することによる受託料は、平成 26 年度から令和 2 年度（平成 32 年度）までの 7 年間、文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に採択され、日本語学習支援事業及びボランティア研修に充て、多文化共生の推進に役立てている。

そのほか、従前は無料で実施していた日本語クラス等を、平成 28 年度から受益者負担の観点から徐々に有料化することにより千葉市からの補助金への依存率低下を図っている。

賛助会費収入では、新規会員の獲得や会員継続依頼に向けて努力をしているものの増収につながっていないのが実状である。

経費の削減については、平成 15 年 6 月に購入した軽自動車を令和元年度に処分し、近年、普及が進んでいるカーシェアリングの利用を開始した。これにより、各種税金や駐車場使用料、保険料等が不要と

なり、費用の削減だけでなく事務の簡素化等を図っている。

外国人市民の増加等により協会の役割は増しており、多様なニーズに応じていくため協会の自助努力及び存在感の向上により、自主財源の増加を図るとともに外部からの助成金や委託料の確保について引き続き努める。さらに、事業の見直し等により経費の節減を図り、これを原資に収支相償の原則を守りつつ、各種事業の充実を図るとともに、公益財団法人として公への還元と貴重な財源の有効活用を図る。

### 3 組織

平成24年4月公益財団法人への移行を機に、評議員、理事の人数を大幅に削減し、組織のスリム化を図ったところである。

平成24年3月 評議員16人、理事16人、監事2人 ※公益財団法人への移行前  
令和3年1月 評議員7人、理事7人、監事2人

令和3年3月末時点の事務局の組織は、次のとおりである。

事務局長	1人（常務理事を兼務）
事務局長補佐	1人
主査	1人
主任主事	3人
事務員	1人
非常勤嘱託職員	10人（うち2人は、多文化共生コンシェルジュに任用）
非常勤職員	2人
合計	19人

非常勤嘱託職員10人の全員が、海外出身もしくは海外での生活経験があり、外国人から寄せられる各種相談に対し、自身の経験を活かして対応にあたっている。

## 第5 経営方針

### 1 経営理念

真の国際都市として千葉市の発展をめざし、地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な文化や価値観を持った人々が尊重し助け合いながら安心して暮らせる多文化共生社会の実現を図り、もって国際平和と繁栄に寄与する。

### 2 経営方針

千葉市の国際交流行政の補完・代替機関として、外国人市民への支援はもとより地域の国際交流・協力活動を推進しつつ、多文化共生社会実現に向けた事業を行っていく。

#### （1）効率的・効果的な事業の推進

人、情報、資金などの経営資源を有効に活用し、関係機関・団体と連携、協働しながら事業を効率的、効果的に推進するとともに、行政各分野への支援を積極的に行う。

#### （2）協会認知度の向上

真の国際都市としての千葉市の発展をめざし、地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な文化や価値観を持った人々が助け合いながら暮らすことのできる多文化共生社会の

実現に向けて事業を推進していることを社会に周知するために、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の広報媒体の活用やマスメディアを通じ、広く協会の実績や果たしている役割をアピールし、認知度を高める。

(3) 組織運営の強化

変化する社会情勢を分析・課題を把握できる能力及び高いモチベーションをもって意欲的に業務を遂行できる人材育成に努めるとともに、職場内コミュニケーションを活性化し、組織目標や課題、情報の共有化を図る。

また、在宅勤務の導入等、社会情勢に応じた柔軟な勤務ができるよう環境の整備に努める。

(4) 財政基盤の強化

職員一人ひとりが、費用対効果を念頭に、経費の節減、合理化に努めるほか、賛助会費収入、寄附金収入、講座収入や広告料収入などの自主財源の増加を図るとともに外部の助成金等の確保を図る。

第6 経営改善に向けた取組み

1 効率的・効果的な事業の推進

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

多文化共生社会を実現するためには、異文化を理解し、認め合うことが大事であり、日本人と外国人が交流する場を提供し、様々な文化や生活習慣の紹介、各種イベントなどで楽しく交流し、知り合う交流サロンを推進していく必要がある。

幅広く多く触れ合いの機会が得られるよう国際交流プラザだけでなく千葉市内の学校や各施設、更にはオンライン等を活用して交流サロンを実施する。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響が大きかったため、令和元年度を現状値として採用した。(以下、同じ。)

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
交流サロン実施回数 ※10%増	18回	⇒	⇒	⇒	20回
オンラインを活用した事業の実施	試行	実施	⇒	⇒	実施

イ 青少年交流事業

姉妹・友好都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年が外国の文化・歴史・習慣等について理解を深め、継続的な都市間交流の担い手となるよう、青少年交流事業を実施する。

より多くの青少年が姉妹・友好都市との交流に関心を持ち参加ができるよう、市内の学校や各施設を通じて広報の充実を図るとともに、帰国後、派遣生が千葉市における多文化共生の担い手となるように国際交流ボランティアへの参加を促す。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
青少年交流事業応募者数 ※10%増	50人	⇒	⇒	⇒	55人
派遣生のボランティア登録	実施	⇒	⇒	⇒	実施

#### ウ 語学講座

市内には、各国からの外国人が居住しており、日本人市民が接する機会も少なくなく、語学講座の充実が求められている。広く市民に対し、多文化理解を推進するため、外国語の習得に加え、国際交流ボランティア活動の支援及び育成を図り、諸外国の文化を学べる語学サロンを開催する。

言語は、職員で対応可能なものを実施し、職員の資質向上を図るほか、費用の削減を図るため外部に委託せず、引き続き協会職員を講師に登用する。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
語学講座開催数 ※20%増	8回	⇒	⇒	⇒	10回
語学講座の講師への職員登用	実施	⇒	⇒	⇒	実施

#### エ 多文化共生推進事業

外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生を実現し、お互いに住みやすい社会を築いていくために行政、学校、ボランティア、自治会、地域等との連携・協働を図り事業を実施する。

また、千葉市には100以上の国と地域の出身者が在住しており、すべての言語に対応することは困難であることから、共通の言語としての「やさしい日本語」の普及に努める。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
行政等への支援 (通訳・翻訳・広報等)	実施	⇒	⇒	⇒	実施
やさしい日本語の普及	実施	⇒	⇒	⇒	拡充

#### オ 職場体験・インターンシップの推進

中高生の職場体験、大学生のインターンシップや異業種職場体験の受入れを推進し、青少年の国際的視野及び多文化共生の理解を持つ人材の育成を図る。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
職場体験等の受入	実施	⇒	⇒	⇒	拡充



## (2) 外国人市民支援事業

### ア 日本語学習支援（日本語交流）

日常生活におけるコミュニケーションを図るうえで必要な日本語交流を希望する市民に対して支援を行い、オンラインによる交流を取り入れる等の新たな生活様式を取り入れ、生活・社会参加に根差した日本語による交流の提供の機会を増やす。

また、千葉市が令和2年度に策定した「千葉市地域日本語教育推進計画」に則り、これまでに蓄積した日本語教育に係るノウハウを活用して、同計画に関する取組みを実施する。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
日本語活動の組合せ数 ※10%増	228組	⇒	⇒	⇒	250組
日本語教師の育成（新規）	—	実施	⇒	⇒	計5人
日本語学習支援者の育成（新規）	—	15人	15人	15人	15人

### イ 各種相談事業

外国人市民が、安心して日常生活が送れるよう様々な問い合わせや相談に的確に対応するため、外国人市民の生活の実態や入国管理制度等の改正、多文化共生施策等の情報収集に努め、職員の知見や資質の向上を図るとともに利用率の向上を図る。

また、法律や制度的な解決を求められる案件については、弁護士や社会保険労務士による相談日を設け、解決を図る。

なお、協会職員では対応できない言語については、通訳ボランティアや翻訳・通訳アプリをインストールした機器を活用することで対応する。

その他、千葉市に転入して間もない外国人を対象とした「生活ガイダンス」を随時、実施する。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
外国人生活相談件数 ※10%増	1281件	⇒	⇒	⇒	1400件
生活相談に係る研修受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施
生活ガイダンスの実施	—	実施	⇒	⇒	実施

### ウ 外国人留学生交流員事業

千葉市内には外国人留学生が多数在住、在学し日常生活を送っており、日本と外国との架け橋としてのキーパーソンの役割が期待されている。留学生と市民とが出会い、交流し、お互いの国の理解を深められる場や事業の増加を図る。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
外国人留学生交流員の任命	実施	⇒	⇒	⇒	維持

### エ 災害時外国人市民支援事業の推進

外国人市民が、速やかに地震や台風、積雪等の情報を入手できるよう、協会ホームページや SNS（ソーシャルネットワークサービス）を通じて、多言語で情報発信を行う。

日本人と比較し、地震や台風等による被災体験が少なく知識に乏しい外国人が、防災知識を身に付け、災害の際に自ら身の安全を図り、相互扶助の担い手になれるよう、千葉市が実施する「九都県市合同防災訓練」に参加する等、外国人市民への啓蒙活動を実施する。

また災害時、通訳や翻訳などの支援活動を行う語学ボランティアを育成し、災害時に外国人市民の支援ができるようにする。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
防災訓練・防災教室の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施

### (3) 市民活動支援事業

#### ア ボランティアコーディネート

外国人市民が増加傾向にある中、国際交流や多文化共生に高い関心や通訳等のスキルを持つ市民を発掘し、支援を必要としている外国人や各種団体に紹介することにより、多文化共生を推進する。

また、千葉市の委託事業により平成 27 年度から実施している通訳ボランティアの育成事業については、それぞれの受講年度や言語ごとにリーダーを選出しており、協会からの依頼を待つことなく、リーダーが中心となってボランティア自身が積極的に活動できるよう、育成を行う。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
ボランティア登録件数 ※5%増	2702 件	⇒	⇒	⇒	2800 件
ボランティア斡旋件数 ※5%増	486 件	⇒	⇒	⇒	510 件

#### イ ボランティア研修

多文化共生社会の実現や国際交流に関わる多様なニーズに応えるべくボランティアの資質向上、スキルアップに向けて、ボランティア研修を行う。実施にあたっては、オンラインでも対面での受講と同等の理解が得られるよう内容等の工夫をする。

(再掲)

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
日本語学習支援者の育成（新規）	－	15 人	15 人	15 人	15 人

#### ウ 国際交流・国際協力団体活動助成

民間ボランティア団体による在住外国人支援、国際協力、国際交流、多文化共生を促進するとともに、草の根活動を広げるため、各団体事業に助成を行う。

助成先の選定や助成金額の決定にあたっては、外国人市民にとってより有益な活動を行っている

団体に重点を置くよう、引き続き留意して行う。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
団体への活動費の助成	実施	⇒	⇒	⇒	維持

#### エ ちば市国際ふれあいフェスティバルの支援

市内を拠点に活動する国際交流・国際協力団体が、連携して団体の活動内容を紹介し、市民等との交流を図り、国際交流・国際協力の理解推進を図る場であるフェスティバルの開催を支援する。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
ふれあいフェスティバルの開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施

#### オ 日本語教室ネットワーク

日本語学習希望のニーズに応えるため、協会主催の日本語クラスその他、市内の公民館やコミュニティセンターでボランティアにより運営されている日本語教室の状況を把握し、必要としている外国人市民に情報提供を行う。

また、運営団体との意見交換会等を適宜、開催する。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
日本語教室の情報提供	実施	⇒	⇒	⇒	実施

### (4) 情報収集・提供及び調査

#### ア ホームページ運営

外国人市民の生活に必要な情報や協会が実施しているイベントや講座等の募集・開催情報を広く分かりやすく発信する。

特に災害に係る情報については「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」に基づき、千葉市が発信する情報に随時、対応できるようにする。

また、昨今のモバイル機器の普及を踏まえて、モバイル機器からも閲覧しやすいホームページにすべく、改修を行う。

その他、ホームページ以外にも Facebook 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を併用して情報発信を行う。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
ホームページのモバイル機器対応	—	改修	運用	運用	運用
HP・SNSアクセス数 ※5%増	193,279	⇒	⇒	⇒	203,000

イ 協会情報誌発行

協会事業に対する理解や協力を深める機会とすると共に国際交流・多文化理解等の情報発信により市民の多文化共生を図っていく。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
情報誌「ふれあい」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施

ウ 千葉市生活情報誌発行

「ちば市政だより」を中心に発信されている情報から、外国人市民にとって有益な情報を多言語で毎月1回発行する。また、状況に応じて臨時号を発行する等の対応を行う。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
「千葉市生活情報誌」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施

エ 情報ラウンジ

国際交流・協力団体活動やイベント、ボランティア活動などについて情報交換や外国人市民と日本人市民の交流の場を提供するため掲示板を設置する。

(5) 受託事業

外国人市民の生活相談や日本語学習スペースの提供、生活情報提供、市民間交流の場の提供など市内の多文化共生・国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運営業務を担い、プラザの利用率の向上に努める。

また、平成27年度より千葉市からの受託により実施している通訳ボランティアの育成事業については、各ボランティアに対する認定制度を千葉市と協議しながら導入の検討を行う。

この他、平成26年から令和2年度までの間に文化庁から受託した『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』のように、事業の拡大や充実に寄与する案件へ積極的に申請等を行う。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
国際交流プラザの利用者数 ※5%増	25619人	⇒	⇒	⇒	27000人
通訳ボランティアの認定制度 (新規)	—	調査	検討	判断	(実施)

(6) 事業評価の実施

年度ごとに事務事業評価シートを作成し、事業の振り返りと検証を行い、次年度以降の事業運営に

活かす。

また、交流サロン、講座、研修、青少年交流等の参加者への満足度や課題を把握するためにアンケート調査や聞き取り調査を行う。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
事務事業評価シートによる評価	実施	⇒	⇒	⇒	実施
実施事業のアンケート	実施	⇒	⇒	⇒	実施

## 2 協会認知度の向上

### (1) ホームページ等による情報発信

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいるのに伴い、これらのモバイル機器から各種情報を入手する機会が増えていることを鑑み、協会ホームページの構成等を改善する。

また、情報の受け手側に立った分かりやすい構成になるよう心掛けるとともに、フェイスブック等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）も活用し、より多くの市民に情報を提供することにより、協会認知度の向上を図る。

(再掲)

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
HP・SNSアクセス数 ※5%増	193,279	⇒	⇒	⇒	203,000

### (2) 協会PRの推進

協会の活動紹介や賛助会員・ボランティアの獲得等を行うため、千葉市を始めとする関係団体が開催する各種のイベントや意見交換会、連絡協議会等に参加し、協会の活動理解や認知度の向上を図る。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
各種イベント、意見交換会等への参加	実施	⇒	⇒	⇒	実施

### (3) 協会情報誌発行

協会の事業計画や事業報告、国際交流・協力等に関する情報など幅広く広報し、読みやすく親しみのある紙面づくりを図る。

(再掲)

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
情報誌「ふれあい」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(4) 千葉市生活情報誌発行

千葉市が発行する「ちば市政だより」から情報を得ることが困難な外国人市民向けに、生活をする上で有益な情報を多言語で発行することにより、読者と協会との接点を増やすことにより、協会の認知度向上を図る。

(再掲)

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
「千葉市生活情報誌」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施

3 組織運営の強化

(1) 常勤役員の登用

協会の事業は、市役所各課への行政支援や連携する業務が多いため、常勤役員には行政経験のある市役所業務知識が豊かで、国際交流に理解が深く、協会経営力のある人材を引続き登用していく。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
常勤役員の登用	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(2) 透明性の確保

定款、役員報酬規程、評議員名簿、役員名簿、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、正味財産増減予算書をホームページや国際交流プラザ備え付けにより積極的に公表して、透明性を確保する。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
透明性の確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施

(3) 情報セキュリティ対策の推進

業務上、ボランティア情報の他、各種講座の参加者・賛助会員等の個人情報を多く扱い保有しているため、情報セキュリティに関する情報を収集し、セキュリティ対策のために適正な運用、管理を図るとともに、個人情報保護規程に基づき適正に管理し、取り扱う。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
情報セキュリティ対策	実施	⇒	⇒	⇒	実施
個人情報の保護	実施	⇒	⇒	⇒	実施

#### (4) 人事・給与制度の運用

給与体系は概ね千葉市の例に倣っているが、一部の支給率を下げるにより費用の削減を行っている。

また、平成 24 年度より人事考課を取り入れ、その評価を勤勉手当に反映させており、引き続き実施していく。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
支給率の引き下げ	実施	⇒	⇒	⇒	継続
人事考課の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施

#### (5) 人材の育成

時代の変化に対応できる柔軟な組織運営を行い、有能な人材の確保・育成を図るため、千葉市の外郭団体による連絡協議会や千葉市主催の研修、一般財団法人自治体国際化協会やその他の団体が主催する研修等を積極的に受講することにより、人材の育成を図る。

協会業務全般にわたり、OJT 活用により効果的、効率的に業務を推進し、職員一人ひとりの意欲や資質向上を図っていく。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
研修の受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施

#### (6) 職員の雇用

非常勤嘱託職員については、外国語の通訳、翻訳、相談、講師などの業務に適した人材を雇用し、業務実態に応じた勤務体制及び雇用形態とする。

正規職員の新規採用については、平成 31 年 3 月に定年退職（平成 30 年 4 月からは再雇用職員として勤務）した職員の補充として、令和 3 年 1 月に行ったところであるが、今後、正規職員の採用が必要となった場合は、千葉市と協議しながら実施する。

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
非常勤嘱託職員の雇用	実施	⇒	⇒	⇒	実施
正規職員の採用	—	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施

### 4 財政基盤の強化

#### (1) 収入の確保

賛助会員の確保や継続による会費収入、寄附金収入の確保、ホームページや協会情報誌等における広告料収入の増加に努める。

また、語学講座、ボランティア研修については、質の向上や効果的なPRを行うことにより、受講料の増を図る。

その他、外部の助成金や委託料の確保に努める。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
千葉県以外からの収入確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施

## (2) 経費の削減

講座、研修の講師は、可能な限り協会職員を登用する等により講師に係る経費を削減する等、コスト意識や無駄の排除を徹底し、経費の縮減を図る。

その他、適正な業務配分と事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
経費の削減	実施	⇒	⇒	⇒	実施

+

## (3) 資金の運用

平成24年度制定の資産運用規程に基づき、基本財産及びその他の財産について、毎年3月の予算理事会で翌年度の運用方針を決定し実施していく。運用にあたっては、情報を収集し、安全確実に高い利率である運用を実施する。

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
資金の運用	実施	⇒	⇒	⇒	実施



第7 取組項目における目標及びスケジュール一覧

※R2年度は新型コロナウイルス感染症による影響が大きかったため、R元年度を現状値として採用

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
1 効率的・効果的な事業の推進					
(1) 多文化理解推進事業					
ア 交流サロン					
交流サロン実施回数 ※10%増	18回	⇒	⇒	⇒	20回
オンラインを活用した事業の実施	試行	実施	⇒	⇒	実施
イ 青少年交流事業の推進					
青少年交流事業応募者数 ※10%増	50人	⇒	⇒	⇒	55人
派遣生のボランティア登録	実施	⇒	⇒	⇒	実施
ウ 語学講座					
語学講座開催数 ※20%増	8回	⇒	⇒	⇒	10回
語学講座の講師への職員登用	実施	⇒	⇒	⇒	実施
エ 多文化共生推進事業					
行政等への支援 (通訳・翻訳・広報等)	実施	⇒	⇒	⇒	実施
やさしい日本語の普及	実施	⇒	⇒	⇒	拡充
オ 職場体験・インターンシップの推進					
職場体験等の受入	実施	⇒	⇒	⇒	拡充
(2) 外国人市民支援事業					
ア 日本語学習支援（日本語交流）					
日本語活動の組合せ数 ※10%増	228組	⇒	⇒	⇒	250組
日本語教師の育成（新規）	－	実施	⇒	⇒	計5人
日本語学習支援者の育成（新規）	－	15人	15人	15人	15人
イ 各種相談事業					
外国人生活相談件数 ※10%増	1,281件	⇒	⇒	⇒	1,400件
生活相談に係る研修受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施
生活ガイダンスの実施	－	実施	⇒	⇒	実施
ウ 外国人留学生交流員事業					
外国人留学生交流員の任命	実施	⇒	⇒	⇒	維持
エ 災害時外国人市民支援事業の推進					
防災訓練・防災教室の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(3) 市民活動支援事業					
ア ボランティアコーディネーター					
ボランティア登録件数 ※5%増	2,702件	⇒	⇒	⇒	2,800件
ボランティア斡旋件数 ※5%増	486件	⇒	⇒	⇒	510件

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
イ ボランティア研修					
日本語学習支援者の育成 (新規、再掲)	—	15人	15人	15人	15人
ウ 国際交流・国際協力団体活動助成					
団体への活動費の助成	実施	⇒	⇒	⇒	維持
エ ちば市国際ふれあいフェスティバルの支援					
ふれあいフェスティバルの開催	実施	⇒	⇒	⇒	実施
オ 日本語教室ネットワーク					
日本語教室の情報提供	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(4) 情報収集・提供及び調査					
ア ホームページ運営					
ホームページのモバイル機器対応	—	改修	運用	運用	運用
HP・SNSアクセス数 ※5%増	193,279	⇒	⇒	⇒	203,000
イ 協会情報誌発行					
情報誌「ふれあい」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施
ウ 千葉市生活情報誌発行					
「千葉市生活情報誌」の発行	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(5) 受託事業					
国際交流プラザの利用者数 ※5%増	25,619人	⇒	⇒	⇒	27,000人
通訳ボランティアの認定制度 (新規)	—	調査	検討	判断	(実施)
(6) 事業評価の実施					
事務事業評価シートによる評価	実施	⇒	⇒	⇒	実施
実施事業のアンケート	実施	⇒	⇒	⇒	実施
2 協会認知度の向上					
(1) ホームページ等による情報発信					
HP・SNSアクセス数 ※5%増 (再掲)	193,279	⇒	⇒	⇒	203,000
(2) 協会PRの推進					
各種イベント、意見交換会等 への参加	実施	⇒	⇒	⇒	実施

取組項目	現状値 (R 1)	R 3	R 4	R 5	R 6
(3) 協会情報誌発行					
情報誌「ふれあい」の発行(再掲)	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(4) 千葉県生活情報誌発行					
「千葉県生活情報誌」の発行 (再掲)	実施	⇒	⇒	⇒	実施
3 組織運営の強化					
(1) 常勤役員の登用					
常勤役員の登用	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(2) 透明性の確保					
透明性の確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(3) 情報セキュリティ対策の推進					
情報セキュリティ対策	実施	⇒	⇒	⇒	実施
個人情報の保護	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(4) 人事・給与制度の運用					
支給率の引き下げ	実施	⇒	⇒	⇒	継続
人事考課の実施	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(5) 人材の育成					
研修の受講	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(6) 職員の雇用					
非常勤嘱託職員の雇用	実施	⇒	⇒	⇒	実施
正規職員の採用	—	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施

取組項目	現状値 (R1)	R3	R4	R5	R6
4 財政基盤の強化					
(1) 収入の確保					
千葉県以外からの収入確保	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(2) 経費の削減					
経費の削減	実施	⇒	⇒	⇒	実施
(3) 資金の運用					
資金の運用	実施	⇒	⇒	⇒	実施